

環境研究総合推進費 平成 23 年度中間・事後評価の手順と評価基準

※本資料は、評価の実施に先立ち、評価者に配布する資料です。

I はじめに

平成 23 年度の中間・事後評価は、研究分科会委員による書面およびヒアリング評価により構成されます（事後評価は書面評価のみ）。ヒアリング評価は、7 月下旬～8 月中旬に開催予定の研究分科会にて行われる予定です。

なお、第 7 研究分科会の評価手順と評価基準の詳細は別途定めます。

II 具体的な評価手順

1. 評価対象課題と目的

○事後評価

- ・ 22 年度で研究が終了した課題を対象。評価結果は研究制度全体の見直し等に活用。
- ・ 課題（プロジェクト）全体の評価のほか、構成するサブテーマ単位に評価を実施。

○中間評価

- ・ 予定される研究の中間年に当たる課題について、評価結果を以降の研究実施の可否の判断、研究計画の検討、研究費への反映に活用するため実施。

○中間評価（第 2 回目）

- ・ 昨年度に実施した中間評価（1 回目）で S 評価を得た「環境問題対応型研究領域」課題に対して、研究期間延長の可否判断及び研究計画の見直しに資するため実施（今年度該当なし）。

2. 評価者（利害関係者の排除、守秘義務等）

(1) 評価者の選定

○環境研究企画委員会第 1～第 7 研究分科会（以下「研究分科会」）の委員を評価者として実施。

○評価を担当する研究分科会は、次のとおり。

- ・ 全球システム変動 第 1 研究分科会
- ・ 環境汚染 第 2 研究分科会
- ・ リスク管理・健康リスク 第 3 研究分科会
- ・ 生態系保全と再生 第 4 研究分科会
- ・ 持続可能な社会・政策研究 第 5 研究分科会
- ・ 領域横断研究 第 6 研究分科会（今年度該当なし）
- ・ 循環型社会形成・次世代廃棄物処理技術 第 7 研究分科会

○書面評価における評価者は次のとおり。

- ・担当の研究分科会委員と PD(プログラムディレクター)に加え、評価対象課題の研究内容と特に関連のある専門分野の委員。

○ヒアリング評価の評価者は次のとおり。

- ・担当の研究分科会委員と PD(プログラムディレクター)に加え、評価対象課題の研究内容と特に関連のある専門分野の委員。その他、環境省担当分科会課室長数名。

(2)利害関係者の排除

○評価者が評価対象の研究課題に関し、何らかの「利害関係」がある場合は、当該研究課題の評価を棄権。何らかの「利害関係」とは次の場合を言う。

- ①当該研究課題の研究参画者（代表者または研究に参加している研究者）と直接の上司・部下の関係にある場合
- ②当該研究課題の研究代表者の所属する機関において、役職に付いている場合
- ③自らが当該研究課題に参画している場合
- ④研究代表者と血縁関係にある場合
(親子・兄弟ほか、社会通念上の親戚づきあいがある場合)
- ⑤研究代表者の学位取得時の指導教官であった場合
(師弟関係と判断)

(3)評価に関する守秘義務

○評価者は、評価内容及び評価結果について守秘を徹底すること。

3. 評価の方法と結果の開示・反映

(1)評価の方法

○事後評価については、「終了研究成果報告書」により書面評価のみ実施。

○第1～第5研究分科会の中間評価研究課題（1回目）は、「中間研究成果報告書」について書面評価を実施した後、ヒアリング評価を実施。

○中間評価研究課題（2回目）は、今後の研究計画等に関するヒアリング評価のみ実施。
(今年度該当なし)

○なお、平成23年度より「国民との科学・技術対話」の実施有無について、ヒアリングの際に聞くこととする。評価委員は、研究課題の特性をふまえ、総合評価等に反映させる。

※「「国民との科学・技術対話」の推進について」（平成22年6月19日、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(2)評価結果の取りまとめと開示

○評価結果は、各研究分科会終了後、評価結果を環境研究企画委員会に報告し、審議を行う。

その結果を平成 24 年度の研究計画の作成、及び新規課題の選定へ反映させる。

○評価結果は、被評価者に通知するとともに、環境研究総合推進費ホームページにて公開。

(3)評価結果の反映

①評価結果は、各研究課題の平成 24 年度研究費に反映させる。評価結果に応じて、対前年比プラス数十%～マイナス数十%の範囲で増減する予定。

中間評価（第 1 回目）において D 評価の課題は、23 年度限りで中止。C 評価の課題は研究計画の大幅な見直し、研究体制の再編（成果が見込まれないサブテーマの除外）等を実施。

課題全体の評価が B 以上でも、サブテーマによって評価が C 以下のものは当該サブテーマについて研究計画からの除外等の措置をとる。

②中間評価（第 1 回目）において S 評価を得た課題は、研究代表者が希望する場合、研究期間を延長（最長 2 年）するか否かの検討を、第 2 回目の中間評価として来年度実施。

③中間評価（第 2 回目）において、S 評価の研究課題のみ当初の研究期間を延長（最長 2 年）。

④「戦略的研究開発領域（トップダウン型 I）」のプロジェクトについては、上記①に準拠。プロジェクトを構成する各研究テーマ単位で、研究費への反映、研究計画の見直し。

4. 評価にあたっての留意事項

(1)中間評価を実施する趣旨と留意点

○中間評価を実施する趣旨

①研究課題の進捗、成果の達成状況、今後の目標達成可能性の把握

②研究の改善等の指導

③書面評価については、ヒアリング評価への参考

○評価ランクは、上記①の趣旨を踏まえた結果。甘めの点数付け(励ましの意味合い)は行わず、客観的・中立的に達成状況及び今後の達成見込みについて評価する。

○評価コメントは、評価ランク付けの根拠となる意見（優れている点、改善を要する点等）のほか、上記②③の趣旨を踏まえた研究改善のための助言を、可能な範囲で記載する。

(2)環境研究総合推進費の目的

○目的は、環境保全のための政策を科学的側面から支援すること。

○本目的に照らして貢献・寄与の大きい、又は今後大きな貢献・寄与の可能性のある研究課題については、高く評価する（科学的水準の高さも不可欠）。

5. 評価の基準と評価結果の集計方法

(1)評価の観点と基準

○評価の観点と基準は、別紙 3 「平成 23 年度中間・事後評価における評価項目と評価区分」に示すとおり（評価基準について具体的な例を提示）。

○各評価者は、別添の評価シートに結果を記入し、一般社団法人国際環境研究協会へ提出。

- 評価項目のうち「総合評価」は、他の評価項目と独立して記入。総合評価を記入する場合、個別評価項目で重視するポイントは、評価者の判断。
- 評価コメント欄は、評点の根拠、研究計画の改善方向等を記入。

(2)評価結果の集計方法

- 各評価者が記入した評価ランク（S, A等の段階評価）は、数字に換算した上で全体の平均点を算出し、再度段階表示（S, A等）に変換して、評価結果ランクとして開示。
 - ・ S評価 5点、A評価 4点、B評価 3点、C評価 2点、D評価 1点
 - ・ 平均点の段階表示換算は下記のとおり
4.5以上S、3.5以上4.5未満A、2.5以上3.5未満B、1.5以上2.5未満C、1.5未満D
- 事後評価は、委員による書面評価結果が最終的な評価結果。
- 中間評価（1回目）の場合の最終的な評価ランクは、下記3点をふまえ決定。
 - ①委員による書面評価時の評価ランク
 - ②委員によるヒアリング評価時の評価ランク
 - ③各分科会担当課室長(もしくは代理)によるヒアリング評価時の評価ランク
- 中間評価（2回目）の場合の最終的な評価ランクは、下記2点をふまえ決定。
 - ①委員によるヒアリング評価時の評価ランク
 - ②各分科会担当課室長(もしくは代理)によるヒアリング評価時の評価ランク